

佐賀県立鳥栖特別支援学校スクールバス運行業務委託仕様書

1 件名

佐賀県立鳥栖特別支援学校（以下「鳥栖特支」という）におけるスクールバス運行業務委託

2 業務の目的

児童生徒の通学を支援するとともに、保護者の送迎に係る負担軽減を図るため、民間事業者に委託してスクールバスを運行することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

4 運行区間

（1）登校時

乗降順	乗降場所	予定発着時刻
1	基山町役場	7:45 発
2	東公園	8:00 発
3	セブンイレブン鳥栖加藤田町店	8:15 発
4	鳥栖特別支援学校	8:35 着

（2）下校時

乗降順	乗降場所	予定発着時刻
1	鳥栖特別支援学校	15:10 発
2	セブンイレブン鳥栖加藤田町店	15:25 着
3	東公園	15:40 着
4	基山町役場	15:55 着

5 運行日数

（1）バスの運行日数は年間200日程度とする。

（2）運行日は年度当初に提示する。なお、運行時間を変更する場合は都度指示をする。

6 委託業務内容

（1）バスの運行

① 登下校時の児童生徒の送迎輸送

（2）介助業務

① 学校等に対する車内からの電話連絡

② 乗車人数の確認

③ 乗降時の介助（安全ベルトの装着、脱着を含む）

④ 走行中の車内介助及び安全確認（姿勢保持、健康状態等子どもの様子の確認）

⑤ 嘔吐物・排泄漏れなどの処理及び清掃

- ⑥ バスの誘導
 - ⑦ 走行状況（交通渋滞、遅延等）についての学校への連絡
 - ⑧ 研修（緊急時の連絡対応等、学校又は県教育委員会が実施する研修への参加を含む）
- （3）車両の管理
- （4）緊急時等（事故や災害時）の対応
- ① 故障・事故等が発生した場合は、児童生徒の安全を確認した後、速やかに学校へ連絡し、その指示によるものとする。
 - ② 地震・風水害等の自然災害時における運行については、速やかに学校へ連絡し、その指示によるものとする。
 - ③ 運行中、児童生徒に体調の変化があった場合は、学校の指示に従い対応する。状況によっては救急車の手配を行い、事後処理について学校へ連絡する。

7 運行車両

- （1）車種は中型バスとする。座席は補助席を除いて27席以上有すること。
- （2）運行バスはノンステップバスとする。ただし、ノンステップではない場合、ステップなどの補助器具を準備する。
- （3）折りたたみ式車いすが1台以上収容可能なトランクがあること。なお収容した車いすは走行中動くことのないよう固定すること。
- （4）バスの運行に係る連絡等のために携帯電話等を設置する。また、設置した携帯電話で常に連絡が取れる状態を維持し、必要に応じて対応すること。
- （5）バスの保管場所は、受託者が準備した場所とする。

8 乗務員

- （1）受託者は、乗務員として、添乗員1人、運転手1人を配置する。
- （2）乗務員は、運行業務の職責の意識を高め、障害のある児童生徒への理解を深めるため、契約後、運行開始までに県教育委員会等が実施する研修会を受講する。
- （3）添乗員は、乗降の介助・確認、児童生徒の見守り、担任・保護者への引渡し、緊急時の連絡等を主な業務とする。
- （4）乗務員は、児童生徒の置き去り等の事故が発生しないよう、全ての児童生徒が降車したことを確認し、学校へ報告すること。

9 委託契約に含まれる経費

- （1）乗務員の雇用及びこれに伴う一切の費用
- （2）車内の衛生管理に要する一切の費用
- （3）維持管理費用
- （4）燃料代
- （5）車両の故障・事故・整備期間中の代替輸送に要する費用
- （6）任意保険（対人・対物、搭乗者、無保険者傷害補償）の加入に要する費用
- （7）バス運行に係る連絡用携帯電話等の費用

1 0 請求及び支払い

受託者は、当月分について、翌月に学校へ請求書を提出し、学校は適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

請求及び支払金額は、運行路線の契約単価にそれぞれの運行実績日数を乗じた金額の合計額に 100 分の 110 を乗じた金額とする。

1 1 運行状況報告

受託者は、学校が指定した様式のスクールバス運行日誌等をその都度記載し、毎月月末に当該月の運行状況を取りまとめ、翌月初めに運行日誌を付した完了報告書を学校へ提出すること。

1 2 その他

- (1) 運行に関して必要な法規上の手続きを行うこと。
- (2) 使用する車両の車検証の写しを学校へ提出すること。
- (3) 故障・事故時の代替輸送を迅速に行うこと。
- (4) 業務上知り得た個人情報等の保護を行うとともに守秘義務を厳守すること。
- (5) 契約締結後は運行車両に国土交通省公表「送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する事故防止安全管理装置(以下、「安全装置」という。)の装備を求める。安全装置については、受託者が自ら購入して装備すること。なお、安全装置を装備するまでの間は、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える等の代替措置を講じることを求める。